

## 生涯学習センター

## 夏の平和イベント

●戦時体験 一枚のハガキを募集します 戦時中・戦後の体験や家族から聞いた体験談を子や孫の世代に伝えませんか。

※市内在住の戦時中・戦後の体験を伝えたい方①ハガキ表面(宛名面)に住所・氏名・電話番号・年齢を明記し、裏面(通信面)に体験(時期・場所等)を書いて、7月22日までに郵送(必着)で生涯学習センター「一枚のハガキ担当」(〒194-0013、原町田6-8-1)へ/8月5日~9日に同センターで掲示します(ハガキ裏面のみ、内容によっては掲示しない場合も有り)。また、翌年度以降の平和イベントなどでも掲示する場合があります。代筆やパソコンの使用も可能です。なお、ハガキの返却はできません。

☎同センター ☎728・0071

## ブルーベリーのおいしい季節です

## 摘み取りに出かけませんか

期間・営業時間・料金等は農園ごとに異なりますので、各農園へお問い合わせください。

## ●農園名、所在地、予約・問い合わせ先

○相原ブルーベリー農園(相原町

2052、☎080・5088・7588)

○町田里山ベリー園(上小山田町2663、☎797・3246)

○小山田ブルーベリー園(下小山田町1014、☎719・5486)

○B factory(山崎町1877-1、☎851・9213)

○浅沼ブルーベリー農園(木曾西5-14、☎080・1149・9630)

○小野路ブルーベリー園(小野路町1014、☎090・8302・2209)

○ななくにブルーベリー農園(野津田町2209、☎735・3334)

○友井ブルーベリーガーデン(小川6-12-1、☎090・4526・2435)

○南町田ブルーベリー園(鶴間5-12-38、☎090・9645・5511)

☎農業振興課 ☎724・2166

## シニア

## 健康寿命を延ばそう!

## フレイルチェック会

フレイルとは、年齢とともに筋力や認知機能が低下し、生活機能障害などの危険性が高まった状態です。運動・栄養・口腔・地域活動の総合的なチェックや体力測定等で現在の状態を確認し、専門家によるミニ講座を行います。なお、当日の運営は町田市シルバー人材センターが行います。

## ○南市民センター会場

☎7月27日(水)、受付時間=①午後1時~1時15分②午後2時~2時15分  
定①30人②20人/申し込み順☎7月6日正午~18日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシスコード220706Aへ。

## ○木曾山崎コミュニティセンター会場

☎8月9日(火)、受付時間=①午後1時~1時15分②午後2時~2時15分  
定①30人②20人/申し込み順☎7月6日正午~18日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシスコード220706Bへ。

◇

※市内在住の65歳以上の方/所要時間は2時間程度です。どちらかの受付時間を選んで申し込んでください。

☎高齢者福祉課 ☎724・2146

## 認知症カフェ(Dカフェ)

認知症の方や家族、支援者などが気軽に集まり、情報交換や交流を行う場「認知症カフェ(Dカフェ)」の取り組みをオンラインで実施します。お気軽にご参加ください。

※認知症の方や家族、支援者等☎7月15日(金)、8月19日(金)、9月13日(火)、午後1時~3時  
参加方法 Zoomでミー



ティングID(73130266964)・パスコード(dcafe)を入力し、入室(左下記二次元バーコードで入室も可)。

☎高齢者福祉課 ☎724・2140

## 子ども子育て

## 未来のエネルギー・水素を学ぼう

## 夏の環境学習2022

※市内在住の中学生(高校生も可)☎8月3日(水)午後1時30分~4時  
場市庁舎☎水素エネルギーについて実験を通して学ぶ☎20人(申し込み順)☎7月6日正午~20日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシスコード220706Gへ。

☎環境政策課 ☎724・4386

## 夏休み親子で行く、最終処分場見学とさかな園

ごみの行方を知る機会として最終処分場の見学をした後、さかな園でバーベキューをします。

※市内在住の小学4年生~中学生とその保護者(小学1~3年生の弟・妹の同伴可、1組4人まで)☎8月12日(金)午前8時~午後5時/集合・解散は市庁舎です☎場二ツ塚処分場、谷戸沢処分場、さかな園/日の出町☎20人(抽選)☎7月5日正午~11日にイベントダイヤル(☎724・5656)へ/参加の可否は郵送で連絡します。

☎環境政策課 ☎724・4379

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

☎保険年金課 ☎724・2144

## 新しい後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

8月1日からお使いいただく新しい保険証(藤色)は、7月中旬に簡易書留郵便で送付します。届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。

なお、10月から窓口2割負担が導入されるため、すべての方の保険証の有効期限が令和4年9月30日となっています。10月以降にお使いいただく保険証は、9月中旬に別途送付します。

現在お持ちの保険証(オレンジ色)は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報に留意のうえご自身で破棄していただくか、保険年金課へ返却してください。

## 自己負担割合について

令和4年8月から令和5年7月までの自己負担割合は、令和4年度住民税課税所得に基づき判定します。

窓口2割負担の導入に伴い、令和4年9月までと令和4年10月以降で判定方法が異なります(表1・2参照)。10月からの自己負担割合は8月下旬ごろに判定しますので、判定結果についてのお問い合わせは9月以降にお願いします。

表1 令和4年9月30日までの判定方法

自己負担の割合	区分	判定基準 (令和3年1月~12月の所得で算出)
3割	現役並み所得者	同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合
1割	一般所得者	同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも145万円未満の場合

表2 令和4年10月1日からの判定方法

自己負担の割合	区分	判定基準 (令和3年1月~12月の所得で算出)
3割	現役並み所得者	同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合
2割	一定以上所得のある方	以下の①②両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が被保険者1人の場合=200万円以上 被保険者2人以上の場合=合計320万円以上
1割	一般所得者	同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合 または、上記①に該当するが②に該当しない場合

※住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

## 【3割負担の対象外となる場合があります】

住民税課税所得が145万円以上でも、以下に該当する場合は3割負担の対象外となります。

- ①昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及び同じ世帯の被保険者の、賦課のもととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合(申請不要)
- ②令和3年1月~12月の収入額が次の条件(表3参照)を満たし、基準収入額適用申請を行って認定された場合

これまでは毎年必ず申請が必要でしたが、今回から対象の方が上記の条件を満たすことを保険年金課で確認できる場合は、申請が不要です。送付する保険証の自己負担割合が軽減後のものとなっている場合がありますので、必ずご確認ください。

なお、対象の方が上記の条件を満たすことを保険年金課で確認できない場合は、これまでどおり申請が必要です。対象と思われる方には6月末ごろに申請書を送付しましたので、同封の案内を参考に申請してください。

表3

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準(令和3年1月~12月の収入で判定)
被保険者が1人	収入額が383万円未満 (383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入する70~74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満)
被保険者が2人以上	被保険者全員の収入合計額が520万円未満

## 限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の交付について

過去に交付されたことがあり、8月以降も交付対象となる方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。届きましたら、氏名・生年月日・適用区分などの記載内容をご確認ください。

現在お持ちの認定証は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報に留意のうえご自身で破棄していただくか、保険年金課へ返却してください。

これまでに交付されたことがなく、今回交付を希望する方は、保険年金課へお問い合わせください。

## 【自己負担割合が1割の方】

世帯全員が住民税非課税の場合は、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食費が減額されます。

## 【自己負担割合が3割の方】

被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の場合は、限度額適用認定証が交付されます。医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

## 確定申告の延長申請を行った場合の影響について

新型コロナウイルス感染症の影響により確定申告の延長申請を行った方がいる世帯の場合、今回送付する保険証の自己負担割合や、減額認定証及び限度額認定証の適用区分が、暫定的なものとなる場合があります。今後、自己負担割合や適用区分に変更が生じた場合は改めて通知します。